

経理・経営内容

貸借対照表 (単位:百万円)

資産の部	令和3年3月末	令和4年3月末
現金	27,247	28,001
預け金	969,606	1,028,503
買入金銭債権	7,769	4,927
有価証券	434,001	448,519
国債	54,574	53,977
地方債	42,243	82,435
社債	262,585	247,789
株式	1,556	1,297
その他の証券	73,040	63,019
貸出金	1,434,920	1,434,923
割引手形	23,899	26,383
手形貸付	11,625	12,887
証書貸付	1,382,234	1,376,442
当座貸越	17,160	19,209
外国為替	880	994
外国他店預け	813	924
買入外国為替	7	7
取立外国為替	60	63
その他資産	14,336	14,512
未決済為替貸	508	651
信金中金出資金	10,269	10,269
前払費用	52	43
未収収益	2,022	2,231
その他の資産	1,482	1,317
有形固定資産	27,599	26,864
建物	5,824	5,878
土地	19,969	19,491
建設仮勘定	308	48
その他の有形固定資産	1,496	1,444
無形固定資産	943	835
ソフトウェア	777	669
その他の無形固定資産	165	165
繰延税金資産	6,890	7,463
債務保証見返	11,744	12,627
貸倒引当金	△ 10,457	△ 10,599
(うち個別貸倒引当金)	(△ 8,719)	(△ 8,835)
資産の部合計	2,925,482	2,997,575

負債の部	令和3年3月末	令和4年3月末
預金積金	2,623,879	2,625,403
当座預金	176,561	168,269
普通預金	932,906	974,665
貯蓄預金	9,314	9,439
通知預金	2,411	2,795
定期預金	1,426,875	1,396,695
定期積金	57,205	55,436
その他の預金	18,605	18,100
借入金	181,600	255,100
借入金	181,600	255,100
外国為替	2	16
未払外国為替	2	16
その他負債	5,283	5,132
未決済為替借	810	899
未払費用	2,292	2,070
給付補填備金	36	31
未払法人税等	41	41
前受収益	646	621
払戻未済金	94	87
払戻未済持分	49	59
金融派生商品	0	11
資産除去債務	711	727
その他の負債	600	581
賞与引当金	1,068	1,045
役員賞与引当金	45	40
退職給付引当金	1,265	1,204
役員退職慰労引当金	478	439
ポイント損失引当金	68	64
睡眠口座払戻引当金	202	197
偶発損失引当金	237	154
再評価に係る繰延税金負債	1,489	1,401
債務保証	11,744	12,627
負債の部合計	2,827,366	2,902,827
純資産の部	令和3年3月末	令和4年3月末
出資金	26,695	26,636
普通出資金	13,945	13,886
優先出資金	4,362	2,350
その他の出資金	8,387	10,400
資本剰余金	1,317	1,317
資本準備金	1,317	1,317
利益剰余金	67,654	66,969
利益準備金	11,504	11,904
その他利益剰余金	56,150	55,065
特別積立金	52,701	51,157
(経営安定化積立金)	(5,050)	(5,050)
(土地圧縮積立金)	(737)	(737)
当期末処分剰余金	3,448	3,907
処分未済持分	△ 1	△ 0
会員勘定合計	95,665	94,923
その他有価証券評価差額金	1,255	△ 1,180
土地再評価差額金	1,194	1,004
評価・換算差額等合計	2,449	△ 176
純資産の部合計	98,115	94,747
負債および純資産の部合計	2,925,482	2,997,575

シティ信金の概要

シティ信金とCSR

シティ信金の営業のご案内

資料編

損益計算書 (単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
経常収益	28,796,060	28,407,776
資金運用収益	23,280,852	23,461,326
貸出金利息	18,545,472	18,901,840
預け金利息	1,017,793	1,408,694
有価証券利息配当金	3,411,871	2,865,142
その他の受入利息	305,713	285,649
役務取引等収益	3,358,554	3,091,634
受入為替手数料	1,736,468	1,404,332
その他の役務収益	1,622,085	1,687,301
その他業務収益	916,622	720,870
外国為替売買益	78,757	80,933
商品有価証券売却益	—	1
国債等債券売却益	625,687	388,588
国債等債券償還益	1,830	1,798
その他の業務収益	210,347	249,548
その他経常収益	1,240,031	1,133,945
償却債権取立益	1,031,936	750,574
株式等売却益	17,257	20
金銭の信託運用益	94,546	143,591
その他の経常収益	96,291	239,759
経常費用	25,042,078	24,126,626
資金調達費用	1,825,399	1,704,710
預金利息	1,783,851	1,668,248
給付補填備金繰入額	23,466	20,167
借入金利息	2,232	1,762
金利スワップ支払利息	15,590	13,668
その他の支払利息	258	863
役務取引等費用	1,194,213	1,061,522
支払為替手数料	544,377	411,105
その他の役務費用	649,835	650,416
その他業務費用	1,145,365	833,269
国債等債券売却損	296,941	16,685
国債等債券償還損	504,444	555,562
その他の業務費用	343,979	261,022

科目	令和2年度	令和3年度
経費	19,984,743	19,438,476
人件費	13,099,083	12,582,677
物件費	6,447,153	6,238,332
税金	438,506	617,466
その他経常費用	892,356	1,088,646
貸倒引当金繰入額	136,571	909,301
貸出金償却	647,535	127,736
株式等売却損	22,850	0
その他資産償却	1,978	—
その他の経常費用	83,420	51,607
経常利益	3,753,982	4,281,149
特別利益	115,359	33,541
固定資産処分益	115,359	33,541
特別損失	310,899	468,606
固定資産処分損	122,551	365,421
減損損失	164,723	81,329
その他の特別損失	23,625	21,854
税引前当期純利益	3,558,442	3,846,085
法人税、住民税及び事業税	38,389	42,743
法人税等調整額	298,220	281,939
法人税等合計	336,609	324,683
当期純利益	3,221,832	3,521,401
繰越金(当期首残高)	223,379	195,966
土地再評価差額金取崩額	3,652	228,170
土地再評価差額金振替額	—	38,128
当期末処分剰余金	3,448,863	3,907,409

貸借対照表 注記

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 15年～50年
 その他 5年～20年
 5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付けております。
 7. 貸倒引当金は、予め定められている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる債権を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,073百万円です。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 9. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理
 数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)	
年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合	0.8794% (令和3年3月分)
③補足説明	

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金171百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。
- ポイント損失引当金は、顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、ポイントの期末残高に対し翌期以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。
- 睡眠口座払戻引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に合う通貨スワップ取引の負担割合を一定とすることを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金 10,599百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、将来の業績見通しにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済への影響は一定期間継続するものの、翌事業年度以降に徐々に収束していくものと想定しております。
 なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況の変化も含め、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 繰延税金資産 7,463百万円
 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

18. 子会社の株式総額 58百万円

- 子会社に対する金銭債務総額 494百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 20,979百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 30百万円

22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限り)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	31,510百万円
危険債権額	72,478百万円
貸出条件緩和債権額	2,271百万円
合計額	106,260百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 23. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は26,390百万円です。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	270,103百万円
定期預け金	1,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,681百万円
借入金	255,100百万円

上記のほか、為替決済、支払保証委託契約等の取引の担保として、定期預け金56,210百万円を差し入れています。また、その他の資産には保証金844百万円が含まれています。
 25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫に係る債務の額は360百万円です。

26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法第3条第3項に定める再評価の方法 地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めた公表方法により算出した価額等に合理的な調整を行って算定しております。
 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △4,609百万円

27. 出資1日当たりの純資産額 324円8銭

28. 金融商品の状況に関する事項
 (1) 金融商品の状況に関する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。
 (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、当金庫において変動金利の預金はごく一部であり、その影響はほとんどありません。
 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び先物為替予約取引があります。
 当金庫では、金利スワップを時価評価しない特例処理(オフバランス処理)を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
 ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。
 これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理
 ア) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、必要に応じてALM委員会や理事会に付議・報告しております。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

イ) 為替リスクの管理
 為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

ウ) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程及び資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行って、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを講じ、価格変動リスクの軽減を図っております。
 資金運用部で保有している株式は、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、時価の変動及び取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金運用部を通じ、ALM委員会において定期的に報告されております。

エ) デリバティブ取引
 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する

部門をそれぞれ分離し、内部牽制を確立するとともに、資金運用規程に基づき実施されております。

オ) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、有価証券及び預貸金等(貸出金、預け金、預金積金他)の金利リスク量についてVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間250日、信頼区間99%、観測期間1年)を採用し、実績データに基づいて貸出および定期預金の期限前償還率を反映させて算出しています。

令和4年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で6,475百万円であり、市場リスク限度枠20,000百万円の範囲内となっております。

当金庫では、リスク量計測モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストの結果、使用する計測モデルに問題がないことを確認しています。VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないような市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	1,028,503	1,029,802	1,299
(2) 有価証券			
その他有価証券	447,672	447,672	-
(3) 貸出金(*1)	1,434,923		
貸倒引当金(*2)	△ 10,508		
	1,424,415	1,415,687	△ 8,727
金 融 資 産 計	2,900,591	2,893,163	△ 7,428
(1) 預金積金	2,625,403	2,626,247	843
(2) 借入金(*1)	255,100	255,104	4
金 融 負 債 計	2,880,503	2,881,352	848
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 11	△ 11	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引	△ 11	△ 11	-

(*1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、無リスク利率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。目金庫保証付私募債は、その将来キャッシュフローを銘柄の残存期間に対応するスワップ金利に信用スプレッドを加味し、割引現在価値を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表上の貸出金総額に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、証書貸付のうち変動金利によるもの、及び割引手形、手形貸付、当座貸越は貸出金計上額

③ ①以外のうち、証書貸付のうち固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。

その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を残存期間に基づく区分ごとに、無リスク利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

為替予約は、先物為替相場によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、割引現在価値で算出した時価は、当該貸付金の時価を含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	58
非上場株式(*1)	188
組合出資金(*2)	599
合 計	847

(*1) 子会社株式・非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	190,110	308,600	-	17,000
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	7,639	67,220	233,600	106,247
貸出金(*2)	247,695	550,047	396,164	215,562
合 計	445,445	925,868	629,765	338,810

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
借入金	250,000	5,100	-	-
預金積金(*1)	1,371,620	68,273	36	2,570
合 計	1,621,620	73,373	36	2,570

(*1) 預金積金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

その他有価証券

	種 類	簿対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差 額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	717	367	349
	債券	126,577	124,805	1,771
	国債	17,996	17,173	823
	地方債	8,143	8,076	66
	社債	100,437	99,555	881
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	16,656	16,266	389
	小計	143,951	141,439	2,511
	株式	333	409	△ 75
	債券	257,624	260,788	△ 3,163
	国債	35,980	36,998	△ 1,018
地方債	74,291	75,123	△ 831	
社債	147,352	148,666	△ 1,314	
その他	50,691	51,600	△ 909	
小計	308,648	312,798	△ 4,149	
合 計	452,600	454,238	△ 1,637	

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	211	0	0
債券	15,178	365	-
国債	4,070	42	-
地方債	-	-	-
社債	11,108	322	-
その他	2,023	23	-
合 計	17,414	388	0

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残高は、41,992百万円であります。

33. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,948百万円
退職給付引当金	336
税務上の繰越欠損金	23
有価証券評価差額金	457
その他	1,956
繰延税金資産小計	10,722
評価性引当額	△ 2,873
繰延税金資産合計	7,848
繰延税金負債	
土地評価益	100
固定資産圧縮積立額	284
繰延税金負債合計	385
繰延税金資産の純額	7,463百万円

34. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示されております。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 53百万円

契約負債 0百万円

35. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計書類への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除してあります。

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これにより、その他有価証券のうち国内株式及び投資信託の評価については、期末前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

36. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

37. 追加情報

その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えた10,400百万円を計上しております。

損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 36,204千円
- 子会社との取引による費用総額 250,978千円
- 出資10日当たり当期純利益金額 12円57銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、3,086,561千円であります。

当期において営業用店舗について減損損失を計上しております。

営業用店舗については、営業店舗毎に継続的な収支の把握を行っていることから、基本的に各営業店舗をグルーピングの最小単位としております。本部、厚生施設等については独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、改築等が決定している店舗について、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額)まで減額し、当該減少額81,329千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

剰余金処分計算書 (単位:円)

科目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	3,448,863,974	3,907,409,734
剰余金処分額	3,252,897,130	3,713,399,136
利益準備金	400,000,000	400,000,000
普通出資に対する配当金	278,872,130	275,599,136
優先出資に対する配当金(平成16年3月発行分)	15,750,000	15,750,000
優先出資に対する配当金(平成18年3月発行分)	58,275,000	22,050,000
特別積立金	2,500,000,000	3,000,000,000
繰越金(当期末残高)	195,966,844	194,010,598

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事および監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	316

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は14名、監事は4名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」234百万円、「賞与」40百万円、「退職慰労金」42百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号ならびに第3条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

財務諸表の適正性について

令和2年度および3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、ひびき監査法人の監査を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、および財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認しております。

令和4年5月31日

大阪シティ信用金庫
理事長 高橋知史